

免許番号 共第102号

漁場の位置 洲本市由良地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界

(北緯34度15.72分、東経134度56.11分)

B 洲本市由良生石崎南端

(北緯34度15.99分、東経134度57.10分)

C 洲本市由良成ヶ島なまこ岩中央

(北緯34度16.97分、東経134度57.47分)

D 洲本市由良成ヶ島北東端

(北緯34度17.88分、東経134度56.88分)

E 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界

(北緯34度19.27分、東経134度55.09分)

ア Aから156度1,000メートルの点

(北緯34度15.18分、東経134度56.41分)

イ Bから119度1,000メートルの点

(北緯34度15.73分、東経134度57.67分)

ウ Cから84度1,200メートルの点

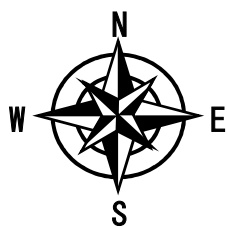
(北緯34度17.04分、東経134度58.25分)

エ Dから64度1,000メートルの点

(北緯34度18.12分、東経134度57.46分)

オ Bから73度1,700メートルの点

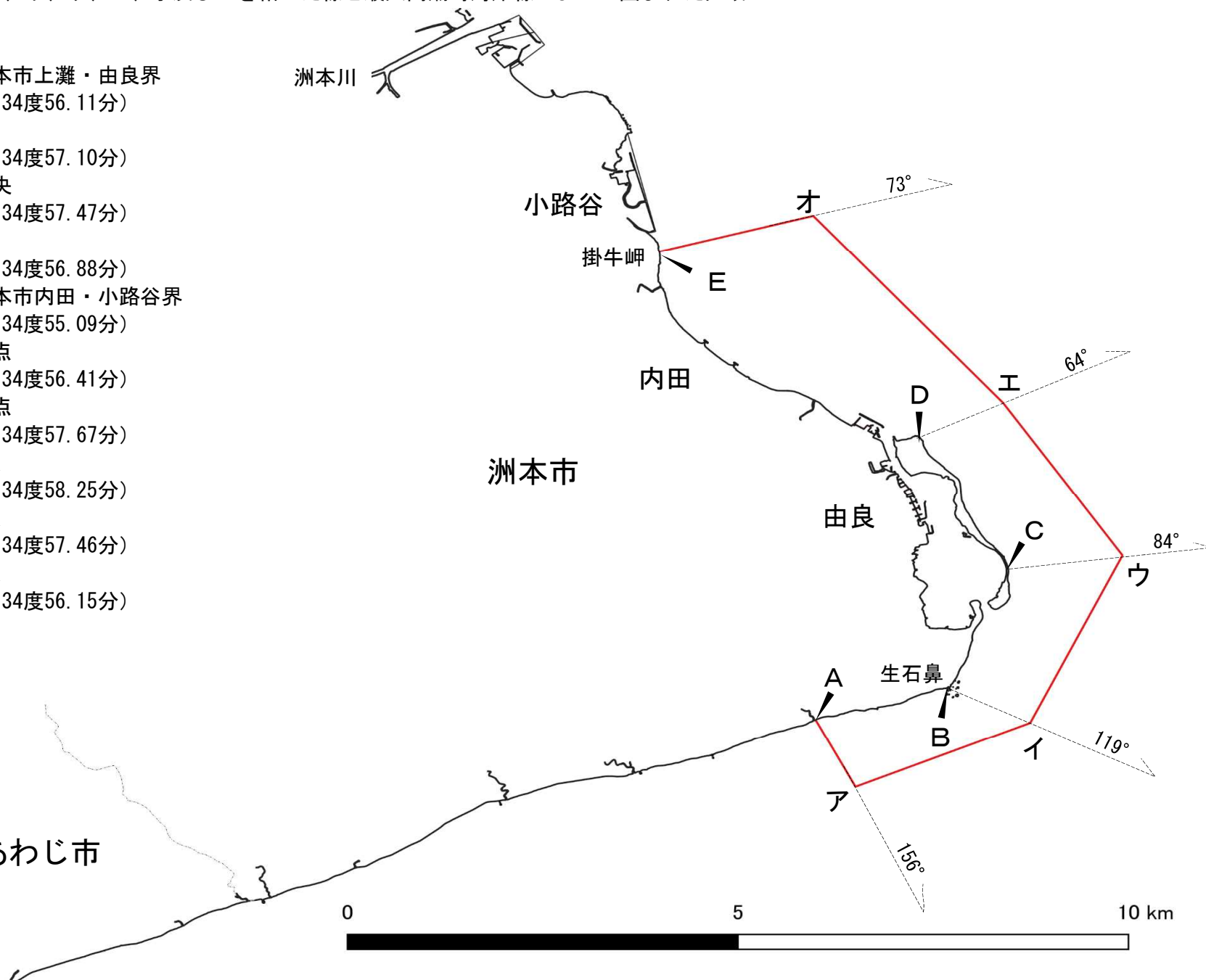
(北緯34度19.54分、東経134度56.15分)



南あわじ市

令和5年9月1日 免許

共第102号



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで					増殖をしなければならない。		
	1	ひじき漁業		11月1日から 6月30日まで							
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第102号			摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	洲本市由良1丁目20番29号 由良町漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		